

## 譲渡所得税制に関する一考察 — 2分の1課税方式を中心に —

須藤芳正\*<sup>1</sup> 谷光 透\*<sup>2</sup>

### 1. はじめに —問題の所在—

キャピタル・ゲイン (capital-gain) は、所有資産の価値の増加益であるが、それを所得課税上どのように取り扱うべきかということは、租税理論および租税制度における最もコントロールパーシャルな問題の一つであるといわれている。例えば、キャピタル・ゲインは人の担税力を増加させるものであるから所得に含めて課税対象とする見解や、反対論としてキャピタル・ゲインは所得ではないという見解がある<sup>†1)</sup>。

しかし、一般的には、キャピタル・ゲインを課税対象として認識するという見解が主流である。特に土地と株式のキャピタル・ゲインについては高額所得者に集中しているため、公平負担の観点から課税対象とすべきであるといわれており、また、キャピタル・ゲインは利子所得や配当所得とともに資産性所得の一部として重要であるため、それに対してどのように課税するかはとりわけ重要な問題である。

こうしたキャピタル・ゲインに対する課税問題を整理し、列挙すると次のとおりである。

第一に、現行の譲渡所得税制におけるキャピタル・ゲインに対する課税のタイミングの問題がある。この問題は、現行の譲渡所得税制は原則として、資産の譲渡によってキャピタル・ゲインが実現した機会に課税することとしているため、資産の譲渡まで課税が繰り延べられることに起因するものである。

第二に、現行の譲渡所得税制における平準化措置である2分の1課税方式の問題がある。

具体的に言えば、2分の1課税が平準化措置としては不公平であり、不相当であるということと、2分の1課税により他の所得の譲渡所得への仮装・転換行為等が行われるということである。

第三に、現行の譲渡所得税制と資産損失税制におけるキャピタル・ロスの取り扱いに関する問題がある。例えば、前者については、最も重要な問題である譲渡益の取り扱いと譲渡損の取り扱いの不均衡と

いう問題がある。後者については、キャピタル・ゲイン課税の観点から最も重要であると思われる資産損失の控除を正当化する論理として、純資産増加説に基づく所得概念が妥当かどうかという問題である。

キャピタル・ゲイン課税に関しては、上記のような問題点が存在するが、本稿は、主に第二の問題を最も重要な問題として認識し、種々の観点から考察を行おうとするものである。

### 2. 譲渡所得課税の概要

#### 2.1. 譲渡所得の特性とそれに関連する問題点

譲渡所得の特性としては、主に次の三点があるとされている<sup>†2)</sup>。

- (1) 譲渡所得は資産性所得の一つである。
- (2) 譲渡所得は長期にわたって累積的に発生する。
- (3) 譲渡所得は一時に、集中的に実現する。

換言すれば、上記三点の特性により譲渡所得課税に関しての様々な問題点が生起しているのである。理論的観点から(1)の特性を検証すれば、譲渡所得は勤労性所得よりも担税力があるにもかかわらず、例えば株式の譲渡益課税は軽課されているという問題がある。

次に(2)の特性により、譲渡所得の要素を区分することが困難であるという問題が生じている。譲渡所得の主な要素とは、①貨幣価値の下落により生じる部分、②需要供給に基づく価格上昇等により生じる部分、③償却資産についての過年度における過大減価償却費により生じる部分の三点である。

また、(3)の特性により、譲渡所得は資産の譲渡によって一挙に実現するため、高い累進税率が適用されることになり、結果、資産を所有者の手に封じ込める効果(lock-in-effect)ないし凍結する効果(freezing-effect)があるという問題がある。

主に以上の理由から、上記の譲渡所得の問題点を考慮する際に、平準化措置をどのように行うかといった問題が生ずるのである。筆者は後述する理由

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉マネジメント学科 \*2 税理士  
(連絡先) 須藤芳正 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

で、現行の譲渡所得税制における平準化措置である2分の1課税方式は不公平であり、不適当と考える。以下、2分の1課税方式の問題点を指摘し、その解決方法を検討する。

## 2.2. 課税の仕組みとその特徴

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう。その本質は、キャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会にその所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである。その本質に関連して最も問題となるのは「資産」及び「譲渡」とは何か、という概念定義であり、これは重要な問題ではあるが、未だ定見は存在していないため、本稿においては、本稿の目的と関連する場合に限り検討することとする。

資産の譲渡による所得のうち、一定範囲のものは、譲渡所得から除かれている。一定の範囲のものとは、(1) たな卸資産の譲渡による所得、(2) たな卸資産に準ずる資産で政令に定めるもの(準たな卸資産)の譲渡による所得、(3) 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得、(4) 山林の伐採または譲渡による所得の四つである。

譲渡所得の金額は、短期譲渡所得および長期譲渡所得のそれぞれについて、総収入金額から当該所得の起因となった資産の取得費およびその資産の譲渡に要した費用の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除して算出される。

課税方法は、原則として総合課税の対象とされており、長期譲渡所得は2分の1のみが課税の対象となる。ただし、土地等または建物等の譲渡による所得は、特別措置として、他の所得と分離して課税することとされている。

## 2.3. 譲渡所得における特別措置

譲渡所得における特別措置の形態としては課税除外、課税繰延、特別の控除及び分離課税がある。ここでは本稿との目的適合性を鑑み、株式等の譲渡益と土地・建物等の譲渡益に分けて譲渡所得における特別措置の問題点を挙挙することとする。

### (1) 株式等の譲渡益

株式等の譲渡益については、昭和63年の「税制問題等に関する調査特別委員会第21号」は、報告に全面課税する方向へ転換していくとしながらも、原則として申告分離が源泉分離かのいずれかの方向を選択するものとしている。さらに平成4年11月24日税制調査会の「利子・株式等譲渡益課税検討小委員会」は株式等の譲渡益に対しては、課税の公平性を重視

して総合課税を目指すべきとしながらも、納税事務の制度の簡素さから現行の分離課税を評価できるとして、当面現行制度の継続を認めている。

この見解には主に次の二つの問題点が感得され得る。第一に、この見解は、源泉分離課税について売却代金の5%をキャピタル・ゲインとみなすというプリミティブな推計課税を取り込んだ有価証券取引税という流通税の増税に過ぎないというものである<sup>†3)</sup>。第二に、株式等の譲渡益に対する課税については、事業所得(ないし雑所得)と譲渡所得の判別、それぞれの課税方法など問題が少なくなく、その総合課税の道程には、所得把握などの問題のほかに税制の体系自体の問題があるということである<sup>†4)</sup>。

### (2) 土地・建物等の譲渡益

土地・建物等の譲渡益については政策的な観点からさまざまな租税負担の軽減措置があるが、ここでは発生頻度の高い、「買換え・交換」の特例の問題点を中心に見ていくこととする。買換え・交換の特例は、上述した譲渡所得における特別措置の形態の「課税繰延」に該当するものである。その主な問題点として次の二つが挙げられよう。第一に、本来買換えであるべき取引が税法上のキャピタル・ゲイン課税を回避せしめるために、交換の取引形態を選択することが出来るという問題がある<sup>†5)</sup>。第二に、買換え・交換の特例が存在することが、むしろ土地の供給を促進し、それが土地価格の高騰に影響を与えているという観点に立つならば、買換え・交換の特例は縮小・廃止の方向へ進めていかなければならないという問題である<sup>†6)</sup>。

## 2.4. みなし譲渡所得課税

みなし譲渡所得とは、一定の無償の譲渡(法人に対する贈与および遺贈、限定承認にかかる相続および包括遺贈)または著しく低い対価による法人への譲渡があった場合には、時価による譲渡があったものとみなすものである。

みなし譲渡課税の沿革を概観すると、みなし譲渡課税制度はシャープ税制において採用され、以後、みなし譲渡課税制度は昭和27年の税制改正で、「相続」及び「相続人に対する遺贈」がみなし譲渡所得課税の対象から除外されることになり、その後、昭和37年の改正で資産の移転が特定遺贈、贈与又は低額譲渡等による、つまり「無償譲渡」による場合であっても、それが個人に対するものである場合には、いわゆる増加益課税の繰延べを行うことが出来るようになったのである。昭和48年の税制改正では、個人に対する無償の資産の移転については「限定承認に係る相続(包括遺贈を含む)」に係るものを除き、

「みなし譲渡所得課税」をしないこととし、「法人に対する資産の無償の移転」の場合にのみ「みなし譲渡所得課税」をすることとしたのである。昭和48年の税制改正後においても存続したみなし譲渡所得は、上記の一定の無償の譲渡のみ適用され今日に至っている。つまり、現在のみなし譲渡課税は、シャープ税制において採用された当初のものとは、相当かけ離れたものとなっているのである。

そのため21世紀の税制構築の一環として、シャープが勧告したみなし譲渡課税制度の復活が検討されたが、「それは極めて困難ではあるが執行可能な条件が達成されるならばそうすることはきわめて好ましい」という意見がある一方で<sup>†7)</sup>、資産の無償譲渡の場合には、他の者から何らの対価（反対給付）の受け入れ（流入）のない限り、当然には「収入」の生ずる余地はなく、「収入」のないところに課税所得の生ずる余地はないはずであるとし、恣意的な課税延期の防止という考え方から、無償譲渡の場合にも譲渡所得課税をしようというのは、現実には存しない「収入」を擬制し、且つ譲渡所得を擬制して課税しようとするものであるということは明らかであるという指摘もあった<sup>†8)</sup>。さらに、わが国でのみなし譲渡制度の後退を必ずしも税制理論の後退とは考えないと指摘がある。その理由は、税制上の「所得」は原則的に給付能力を伴う経済利得であるべきで、肝心の有価証券の譲渡所得がシャープ税制後まもなく原則的に非課税とされ、課税対象の大部分が流動性の乏しい不動産であるような税制の下で、その評価益を給付能力の増加に伴う経済的利得の発生と見るのは理論的にも現実的にも整合性に欠けるからである<sup>†9)</sup>。

### 3. 現行の譲渡所得税制における2分の1課税方式の問題点

現行の譲渡所得税制において最優先して検討しなければならない課題は、譲渡所得税制における平準化措置である2分の1課税方式の問題点である。

シャープ勧告は2分の1課税制度について次のように言う<sup>†10)</sup>。「現行法の規定では、キャピタル・ゲインの50%しか課税所得に算入されていない。これは愚かにも、思惑的投資に恩恵を与えているものであって、正常な利子・配当または法人組織化されていない事業の正常な利潤という形で果実を生ずるような投資を犠牲としているものである。」このような記述からも、シャープ勧告は2分の1課税制度について相当厳しい評価を下していることが察知されるが、これに対して次のような平準化措置を提案している<sup>†11)</sup>。少々長いが、以下、引用することとする。

「例えば、ある納税者がある年度に50万円のキャピタル・ゲインを得たならば、その納税者はこの額の5分の1、つまり10万円をこの年度の課税所得に算入することになる。彼のキャピタル・ゲイン以外の「普通」所得が年額20万円とすると、その年度分の税額は、30万円に対して、正規の累進税率を適用して決定される。今これを仮に12万円とする。この特別所得の残額5分の4、つまり40万円に対しては、その年の所得に対する平均税率と同率で算出した暫定納付税額を直ちに納付するものとする。この場合、平均税率は税額12万円に対し課税所得が30万円であるから40%となり、したがって暫定的納付税額は40万円の40%、すなわち16万円となるのである。

その後4ヶ年の各年度においては、この特別所得の5分の1、すなわち10万円と各年度の他の所得を合算したものに累進税率を適用することとなる。このようにして算出された税額から、暫定納付税額の4分の1を税額控除として差し引くのである。右のようにして、その翌年度において普通所得が30万円になったとすると、税額は30万円に10万円を加えた40万円の所得に対して累進税率を適用して算出されることになる。この税額を仮に17万円とする。この税額から暫定納付税額16万円の4分の1、すなわち4万円の税額控除が認められ、キャピタル・ゲインの繰り越しがなかったとした場合の納税額12万円のかわりに、13万円が差引納税額となるのである。キャピタル・ゲインの繰り越しの結果として、30万円の普通所得には、本来より若干高い累進税率が適用されることになる。翌年度における所得が、仮に5万円に下がったとすると、この税額控除は差引納税額を5万円の所得に対して本来納めるべき税額以下に引き下げる働きをする。すなわち15万円に対する税額を仮に4万5,000円とすると、4万円の税額控除を行った結果差引納税額は5,000円になるが、この金額は本来5万円の所得に対する税額よりかなり少ない。翌年度において所得が0となった時は、税金の還付請求ができるものとする。」

上記のシャープ勧告の考え方について、なぜ2分の1課税は「愚か」であって平均課税はそうでないのかを熟慮した上で、2分の1課税では軽減度合いが大きすぎるといっているのであれば、7割課税なり8割課税なりとして軽減度合いを圧縮すれば足りるのであり、この問題は課税緩和の方法の技術論にすぎず、本質論ではないとする指摘がある<sup>†12)</sup>。また一方で、シャープ勧告の平準化方式がやや複雑であったことは否定できないが、2分の1課税方式と比較してみただけの場合、シャープ方式は2分の1課税方式よりもは

るかに公平，且つ正確であり，2分の1課税方式の下では，譲渡所得でないものを譲渡所得として仮装する脱税や，租税を回避する傾向が生じやすいという指摘もある<sup>†13)</sup>。

けだし，現行の2分の1課税制度は，わが国の10%から50%までの累進税率の下では，2分の1課税により税率が5%から25%に軽減されるという点で平準化措置としては不公平であり，不適当と考える。また，2分の1課税による他の所得の譲渡所得への仮装・転換行為等が行われるということも重要な問題であると考えられる。以下，2分の1課税制度の解決方法として，平準化方法の類型を検討していくことにする。

#### (1) 単純定率課税除外法

長期譲渡所得について，資産の所有年数にかかわらずなく，その一定割合を課税の対象から除外する方法である。わが国の2分の1課税制度やアメリカの長期譲渡所得を課税対象とする制度はこの類型に該当する。この方法は上記で検討したとおり平準化措置としては非常に杜撰な方法である。

#### (2) 逓増定率課税除外法

資産の所有期間が長くなるに従って，長期譲渡所得の課税対象からの除外割合を徐々に増加させる方法である。しかし，この方法には課税対象算入割合をどのように逓減させるかについて客観的な基準がなく，制度として複雑であるという点で平準化措置としては不適切であるといわれている。

#### (3) 比例税率課税法

長期譲渡所得に対して，比例税率で分離課税をする方法である。しかし，この方法は平準化措置として極めて杜撰であるのみでなく，高額所得者により多くの利益を与え，累進税率構造に悪影響を与える点で平準化措置としては不適当であるといわれている。

#### (4) 全額課税調整法

譲渡所得を全額総合課税の対象とし，その上で何らかの平準化措置を適用する方法である。この方法は他の方法と比べて合理的であり，累進所得税の趣旨にも合致している。また，具体的な制度を構想する場合には過去にさかのぼって平準化措置を行う方法と，将来にわたって平準化する方法がある。前者については，過去の年度の税額を計算し直すという欠点があり，後者については，計算が複雑であるという欠点がある<sup>†14)</sup>。

平準化措置の類型としては大まかに上記の4つの類型が存在する。その4つの類型のうちでも2分の1課税制度が，該当する単純定率課税除外法は簡素な方法であるという長所はあるが，平準化措置としては不公平であるという欠点がある。したがって，

合理的なキャピタル・ゲイン課税の在り方を考えるとすれば，他の方法と比べて合理的であり，且つ累進所得税の趣旨に合致するという点で全額課税調整法を採用すべきであると考えられる。

現行譲渡所得税制におけるキャピタル・ゲインに対する課税の最も重要な問題点は，平準化措置である2分の1課税方式の問題点にあると考えられるが，この問題は未実現のキャピタル・ゲインに課税するならば解決されるといわれており，その他にも未実現のキャピタル・ゲインに課税するならば譲渡所得課税が持つとされている凍結効果の問題が解決し，所得税の再配分機能は著しく強化されるといわれている<sup>†15)</sup>。

しかし，未実現のキャピタル・ゲインに課税するとした場合，全ての資産についてのキャピタル・ゲインを定期的に捕捉しなければならないため，現実には不可能である。また，未実現のキャピタル・ゲインについての課税は，納税資金の調達の問題や財産権の侵害等の問題を生ずることになる。したがって，筆者はキャピタル・ゲインへの課税を行う場合には実現主義の原則を前提としなければならないと考える。

以下，2分の1課税の問題点から若干はなれることになるが，実現主義の原則を前提としたキャピタル・ゲイン課税の在り方について検討していくことにする。

金子教授はキャピタル・ゲイン課税について原理的検討を行い，長期的・安定的な改革案を構想すべきであるとし，次の三点を改革のための課題として指摘している<sup>†16)</sup>

- (1) キャピタル・ゲイン課税について，長期的・安定的な税制を構想する場合には，実現主義を前提とした上で，K方式ないし修正K方式，みなし譲渡，インフレ利得の排除及び利子税の四つの要素を組み合わせた制度を作るのが，理論的に最も妥当であると考えられる。
- (2) わが国の譲渡所得課税の制度には，多数の特別措置があるため，制度が複雑であり，また混乱している。
- (3) わが国では，譲渡所得の把握が不十分であり，且つ遅れている。

このうち，上記の(2)(3)は現行の譲渡所得課税の制度の問題点を指摘しているのであるが，とりわけ(2)の問題点については，特別措置の存在理由と意義を全面的に検討し直し，できるだけ整理・合理化を図るべきであるとし，どうしても残す必要があるものについても極力，補助金に切り替えるようにすべきであるとしている。また，(3)の問題点

については、有価証券の譲渡益の把握が困難であるから非課税にするということは理論的整合性に欠けるという観点から、有価証券の譲渡益についても、また土地の譲渡益についても、納税者番号制度の採用、書類提出義務や報告義務の拡充、源泉徴収制度の活用等によって、把握態勢を図るべきであるとしている。

また、譲渡所得課税を検討する際の基本的視点は主に以下の三点に収斂される<sup>17)</sup>。

- (1) 譲渡所得の起因となる資産は多種多様なので、その資産が納税者の生活や生存とどのようにかかわっているかについて、立法上十分な配慮をすることが必要である。しかし、他方で譲渡所得は、一般に資産性所得、不労所得の側面を持っているので、その意味では、これに重課をすることが、担税力を正確に把握し公平な課税を実現するうえで重要である。
- (2) 法的な評価基準という意味では、憲法の平等原則、生存権条項、財産権条項などが基礎に置かれるべきである。
- (3) 譲渡所得の課税においては、課税のタイミングが特に問題になる。

上記の三点の指摘の他に、譲渡所得課税のあり方を考察する際には、これに関連して、例えば保有課税をどう構成するか、相続税をどう構想するか、などの総合的な租税体系の整備という観点からの考察の必要性も認識され得るのである。

金子教授の指摘と譲渡所得課税を検討する際の基本的視点の指摘を踏まえた上で、浅見ながら筆者なりのキャピタル・ゲイン課税の在り方を提案すれば、原則として実現主義を前提とした上で、平準化措置としては全額課税調整法(あるいは金子教授の提案する「K方式」または「修正K方式」)を採用し、みなし譲渡、インフレ利得の排除および利子税を組み合わせた課税方式が適当であると考えられる。しかし、この方式に拠る際には、本邦の譲渡所得の把握についての制度的態勢が不十分、他の先進国に比して遅れているため、納税者番号制度の採用等を検討する必要に迫られることとなる。ただし、その場合、譲渡所得に資産性所得・不労所得の側面があるのを重視して重課することとなるが、法的な評価基準として憲法の平等原則、生存権条項、財産条項等が尊重されねばならないと考える。

#### 4. おわりに

先述したことを勘案すれば、筆者は現行の譲渡所得税制におけるキャピタル・ゲイン課税の主たる問題は、以下の三点に収斂される。

- (1) 現行の譲渡所得税制におけるキャピタル・ゲインに対する課税のタイミングの問題。
- (2) 現行の譲渡所得税制における平準化措置である2分の1課税方式の問題。
- (3) 現行の譲渡所得税制と資産損失税制におけるキャピタル・ロスの取り扱いに関する問題。

本稿では、筆者は主に(2)の問題を取り上げ検討した。最後に、これまで述べたことを総括するとともに、本邦の今後の所得税制とキャピタル・ゲイン課税制度について、若干の私見を述べて本稿を終えたい。

「1. 譲渡所得課税の概要」では、譲渡所得税制については譲渡所得の特性、具体的には、(1)譲渡所得は資産性所得の一つである、(2)譲渡所得は長期にわたって累積的に発生する、(3)譲渡所得は一時的に集中的に実現する、という三点を取り上げ、これに関連する問題点、すなわち(1)の特性にもかかわらず株式の譲渡益が軽課されているという問題、(2)の特性により譲渡所得の要素を区別することが困難であるという問題、(3)の特性により、高い累進税率が適用されることによって、資産の所有者の手に封じ込める効果(lock-in effect)ないし凍結する効果(freezing effect)があるという問題点を指摘した。また、課税の仕組みとその特徴として、譲渡所得金額の算定方法と課税方法を取り上げ、現行の譲渡所得税制における平準化措置である2分の1課税方式の問題について言及した。さらに、譲渡所得における特別措置として、株式の譲渡益と土地・建物の譲渡益に分けて譲渡所得における特別措置の問題点を、キャピタル・ゲイン課税の観点から検討を加えるとともに、みなし譲渡所得について、まずその沿革を概観し、シャープ勧告において採用されたみなし譲渡課税が、当初構想したものとは相当異なっているものとなっていることに関して、改めてみなし譲渡課税の意義についての検討を行った。

「2. 現行の譲渡所得税制における2分の1課税方式の問題点」では、まず2分の1課税が累進税率を軽減するという点で平準化措置としては不公平、不相当であるとし、2分の1課税による他の所得の譲渡所得への仮装・転換行為等が行われることも重要な問題であると指摘した。その解決方法として、4つの平準化方法の類型を検討した結果、筆者としては他の方法と比べて合理的であり、且つ累進税率の趣旨に合致するという観点から、全額課税調整法を採用すべきであるとした。

次に未実現のキャピタル・ゲイン課税の問題点を指摘した上で、実現主義の原則を前提としたキャピタル・ゲイン課税の在り方を検討した。加えて、税

法の観点から譲渡所得課税を検討する際に重視されるべき基本的視点に関し、先達者の研究成果を類型化した。

また、2分の1課税方式の問題点の解決方法として、原則として実現主義を原則とした上で、平準化措置としては全額課税調整法（あるいは金子教授の提案する「K方式」または「修正K方式」）を採用し、みなし譲渡、インフレ利得の排除および利子税を組み合わせた方式が適当であるとした。ただしその場合、譲渡所得の各特性を重視して重課するが、法的な評価基準として憲法の平等原則、生存権条項、財産条項等が尊重されねばならぬと述べた。

換言すれば、条項を尊重するために最も重要である点は、課税の予測可能性の確保にあるということである。つまり納税者の立場からすれば、現行のキャピタル・ゲイン税制は複雑、且つ課税の予測可能性が欠けているため、課税の公平性を欠如させ、国民に不信感・不安感を与えているのである。また、その複雑さの問題は、譲渡所得税制単体でも複雑で

あるにもかかわらず、保有課税制度や相続税、間接的には消費税制度や社会保険制度にも相互に関係し、さらに一層、難解なものとなっているのである。課税予測性の欠如は、上記の複雑さの問題の他、本邦の課税制度の仕組み自体の曖昧さにも起因している。一例を挙げれば、取得費の範囲や資産の譲渡に要した費用の範囲や計算根拠の不透明性の問題を見ても、このことが理解されよう。

上述したことから、2分の1課税方式の問題点の本質的な解決に際しては、本邦の所得税制度自体の根源の見直しが必要であると考えられる。敷衍すれば、他の税制等との関連から本邦の税制全体の見直し、具体的には直間比率の問題や所得課税、消費課税、資産課税等をどのように捉えるかといったことに係わる問題でもあり、そのような大きな観点から納税者の立場に立った、各制度間の整合性を保ちつつ、分かりやすい税制度の構築を目指すことが重要な課題として認識されるのである。

#### 注

- †1) 金子宏：課税単位および譲渡所得の研究．所得税改革の基礎理論，中巻，有斐閣，288，1996．
- †2) 田中治：キャピタルゲイン課税 — 税法学からの問題提起 — ．キャピタルゲイン課税，谷沢書房，63，1993．
- †3) 神野直彦：歴史的逆流現象の容認 — 税調小委員会を読んで：利子・株式等譲渡益課税小委員会報告を中心に — ．税経通信第8巻2号，165，1993．
- †4) 植松守雄：二つの小委員会報告を読んで．税経通信，48巻2号，80，1993．
- †5) 武田昌輔：税法における交換の特例に関する一考察．中川一郎先生古稀祝賀税法論文集，日本税法学会，370，1979．
- †6) 水野忠恒：土地税制の手法 — 買換え・交換の特例を中心に — ．租税法研究，第18号，90，1990．
- †7) 石倉文雄：譲渡所得 — 特にみなし譲渡所得課税を中心として — ．日税研論文集，日本税務研究センター，63，1994．
- †8) 吉良実：資産を無償譲渡した場合の課税問題．中川一郎先生古稀祝賀税法論文集，日本税法学会，171，1979．
- †9) 植松守雄：所得税法における「課税所得」をめぐって．一橋論叢，77巻2号，147，1977．
- †10) 福田幸弘：シャウプの税制勧告．霞出版社，117，1975．
- †11) 同上書．302．
- †12) 大島隆夫：シャウプ勧告と所得税．所得税の理論と課題，金子宏編著，第14章，税務経理協会，310，1996．
- †13) 金子宏：所得税の理論と課題．所得税の理論と課題，金子宏編著，第1章，税務経理協会，96，1996．
- †14) 将来にわたって平準化する方法は，金子教授が新しく考え出した方法であり，この方法として「K方式」と「修正K方式」の提案がなされている．K方式は，金子教授がわが国の平均課税の制度を参照にしながら新しく考え出したものである．この方法は平準化方法の類型では全額課税調整法が該当するとしているが，その場合にも過去にさかのぼって平準化を行う方法と，将来にわたって平準化する方法があるとしており，K方式については後者であるとしている．修正K方式については，金子教授は特定の資産に対する投機や仮需要を抑制することが必要な場合にK方式を修正して適用する方式であり，この方法は一定年分のキャピタル・ゲインは全額課税し，一定年を越える年分のキャピタル・ゲインはK方式の場合と同様に課税方法であるとしている．
- †15) 金子宏：課税単位および譲渡所得の研究．所得税改革の基礎理論，中巻，有斐閣，110，1996．
- †16) 同上書．319．
- †17) 田中治：前掲書，87．

(平成16年10月30日受理)

**A Study of the Capital-Gains Tax System**  
**—Centering Around the One-Half-Taxation-System—**

Yoshimasa SUTOH and Toru TANIMITSU

(Accepted Oct. 30, 2004)

Key words : capital-gain, one-half-taxation-system, lock-in-effect, freezing-effect

Correspondence to : Yoshimasa SUTOH      Department of Health Welfare Management, Faculty of  
Medical Welfare, Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan  
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.14, No.2, 2005 395-401)